

令和3年1月

令和3年1月7日から的大雪により被害を受けられました皆さまへ

日本ワイド少額短期保険株式会社

令和3年1月7日から的大雪により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っております。

【災害救助法適用に伴う特別措置について】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様を対象に、更新契約のお手続きならびに保険料のお支払いにつきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

特別措置の適用をご希望のご契約者様は弊社担当窓口までご連絡下さい。

事故受付専用ダイヤル：0120-519-482（24時間365日対応）

弊社担当窓口：0120-767-081（平日9:00～17:00）

災害救助法の適用地域

対象地域	法の適用日	被害の状況	備考
【秋田県】 横手市（よこてし） 湯沢市（ゆざわし） 大仙市（だいせんし） 仙北市（せんぼくし） 仙北郡美郷町（せんぼくぐんみさとちょう） 雄勝郡羽後町（おがちぐんうごまち） 雄勝郡東成瀬村（おがちぐんひがしなるせむら）	1月7日	連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

<p>【新潟県】 長岡市（ながおかし） 柏崎市（かしわざし） 十日町市（とおかまちし） 糸魚川市（いといがわし） 妙高市（みょうこうし） 上越市（じょうえつし）</p>	<p>1月10日</p>	<p>連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>【富山県】 砺波市（となみし） 小矢部市（おやべし） 南砺市（なんとし） 氷見市（ひみし）</p>	<p>1月9日</p>	<p>大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>【福井県】 福井市（ふくいし） あわら市（あわらし） 坂井市（さかいし）</p>	<p>1月9日</p>	<p>大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>大野市（おおのし） 勝山市（かつやまし）</p>	<p>1月10日</p>	<p>連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

以上